

別紙 2

議会の議決に付すべき契約の特則

第 1 条 この仮契約は、輪島市議会で可決されたとき、又は市長の専決処分があったときに本契約となるものとする。

第 2 条 発注者は、輪島市議会で可決されなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わないものである。